熊本県立熊本高等学校長

学校において予防すべき感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症に罹患した場合、学校での蔓延・流行を防ぐため出席停止の措置をとることができます。下記の感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、御家庭でゆっくりと休養させてください。

なお、出席停止の措置をとる場合は、医師による罹患証明が必要です。病院で発行される診断書が原則になります。しかし、病院等の御好意により、学校の発行する証明書に記載していただける場合は、右の「罹患証明書」への記入をお願いしてください。但し、学校発行の用紙であっても無料とは限りません。有料の場合は個人負担となりますので御了承ください。

また、これらの証明書については、生徒が回復し登校する際、学級担任へ提出をお願いします。

記

【学校において予防すべき感染症の種類】

第1種	感染症予防法に規定する1類 、2類感染症 省略
第2種	(学校で多くみかける感染症で、飛沫感染する) インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症

主治医様

熊本県立熊本高等学校 年 室 号 氏名

学校保健安全法施行規則により、出席停止扱いを受けたいので、下記の疾患であることを証明くださいますようお願いいたします。

		診	断	名	
1	(第2種の感染症) インフルエンザ			1	(第3種の感染症) 腸管出血性大腸菌感染症
2	百日咳			2	流行性角結膜炎
3	麻疹			3	急性出血性結膜炎
4	流行性耳下腺炎			4	その他の感染症
5	風疹				
6	水痘				
7	咽頭結膜熱				
8	結核				
9	髄膜炎菌性髄膜炎				
10	新型コロナウイルス感染症	Ī			

上記○印の疾病により、

令和 年 月 日~令和 年 月 日まで治癒・療養していること を証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名 ④